

平成31年 第3回

苓北町農業委員会総会会議録

## 平成31年第3回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成31年3月4日(月)  
午後2時50分から午後3時38分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 出席者  
(農業委員)
  - 1番 塚田 修彦
  - 2番 平田 秀夫
  - 3番 坂西 庄三
  - 4番 山下 正道
  - 5番 小野 三幸
  - 6番 大仁田 金次
  - 7番 岡村 貞夫
4. 本日の欠席委員( 1名) 山下 正道委員
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第96号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第4. 議案第97号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について
  - 日程第5. 議案第98号 苓北町農地利用最適化推進委員の選任について
  - 日程第6. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 野田尚之 局長補佐 瀬形茂 主事 酒井俊和
7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午後2時50分

事務局

こんにちは。定刻前ですが皆さんおそろいですので、只今から平成31年第3回の農業委員会総会を開会致します。まずは、岡村会長からご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、こんにちは。

私達農業委員の任期も今月末で終了致します。3年間大変お世話になりました。皆様のご指導、ご協力によりまして、会長の職を遂行できましたことに厚く御礼を申し上げます。また事務局の皆様のご指導の賜と深く感謝を申し上げます。今後も苓北町農業振興のために一生懸命協力する考えであります。来期も農業委員として頑張ってもらく皆様の努力に期待を致します。本日の審議をよろしくお願い致します。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は山下委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、6番の大仁田委員さんと1番の塚田委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、瀬形氏、酒井氏を指名致します。

それでは、日程第2、議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。平成31年3月4日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町年柄の畑2筆、面積は、928㎡です。  
場所については、4ページから5ページに図示しております。町道境  
松線沿いになります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

平田委員

はい。本件につきましては、私が担当委員となっておりますので、現場の確認と申請人に話を聞いて参りました。場所は地図を見てもらうと都呂々の竹ノ迫の区域になります。地区名は年柄になります。

竹ノ迫の頂上付近になります。ここには素晴らしいオリーブが植えてあります。申請理由にあります規模拡大。譲受人は勤めていた職場を辞めて、オリーブの管理をするということで、都合このあたり一体がオリーブ350本ほど植えてらっしゃいます。今回の申請物件は植栽して2年ほどでした。近くには6年7年生の木もあります。

苓北町では一番多いのではないかと思います。畑は何カ所かに分けてあります。私も感嘆して現場を見てきたところです。何せ場所がめちゃくちゃいいんですよ。ここで作るオリーブはいいだろうと見てきたところです。譲受人の隣の土地ということで、今回売買となったところです。

小野委員

この譲り受けられる方は、以前はお勤めをされていたわけでしょう。そしてお勤めを辞められて、オリーブ農家として生計を立てて行こうという考えなんですか。

平田委員

生計とまではまだ行かないようです。

塚田委員

私の畑も隣接していて、知っているのですが、譲受人が以前牛を飼われていて、採草地にされました。それから牛をやめらしてから、ものすごく荒れてですね、昨年非農地確認にも行ってきて、そこ一体荒れている状況でした。その中で一番奥にオリーブを植えておられました。イノシシの被害もひどかったのでどうかと思っていたところですが、今はまたきれいにしてあって良かったなあと思っています。

事務局

補足ですが、塚田委員が言われたように、申請地の周囲を非農地にしたところで、だいぶ荒れていました。その後譲受人の方が荒れているところを開いて植えられた経緯があります。

小野委員

農業委員会としては、荒れているところを耕作していただいてありがたいことだと思います。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議長

日程第3. 議案第96号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、6ページをお開きください。日程第3. 議案第96号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり茶北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。平成31年3月4日 茶北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

7ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が9件ございます。

面積は田8筆 6, 183㎡。畑1筆 270㎡、計6, 453㎡です。明細は8ページに掲載しています。

続きまして、利用権設定の再設定（5年未満）が2件ございます。

面積は田2筆1, 621㎡。計1, 621㎡です。明細は9ページに掲載しています。

続きまして、利用権設定の再設定（5年以上）が3件ございます。

面積は田3筆3, 350㎡。計3, 350㎡です。明細は10ページに掲載しています。

続きまして、利用権転貸が12件ございます。

面積は田11筆9, 533㎡、畑1筆270㎡、計の9, 803㎡です。明細は11ページから12ページに掲載しています。

続きまして、所有権移転が6件ございます。

面積は、田2筆1, 431㎡、畑4筆2, 966㎡、計の4, 397㎡です。明細は13ページに掲載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

事務局

議長

全員賛成でございますので、議案第96号は原案どおり認定することに致します。

議長

続きまして、日程第4、議案第97号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、14ページをお開きください。日程第4、議案第97号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてです。

事務局

この別段面積につきましては、農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条第1項、第2項に基づき定められた苓北町における別段面積につきまして、農林水産省からの通知により、毎年別段の面積を設定または修正することが必要であるか検討することになっております。

この件につきましては、本年2月15日に開催されました天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議におきまして検討いただいております。

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積（別段面積）40アールの変更は行わない。理由としましては、天草管内の各市町においても中山間地であり、現行の40アールから変更は行わないため。

(2) 同規則第17条の第2項の適用についても、方針として現行の40アールから変更は行わない。理由としましては、農地法第30条の規程に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地面積は昨年と変わらず相当数存在するためです。以上でございます。

議長

はい、只今事務局から下限面積につきましてご説明をいただきましたが、2月15日に天草地区の農業委員会連絡協議会代表者会議において、大仁田委員と事務局が出席されました。私は所用のため欠席したところですが、そこで検討されたわけですが、天草市、上天草市、苓北町共に下限面積は40アールとして変更はしないという事に決定致しました。

懸案事項でありました空き家バンク利用者に対する農地の下限面積については、今回は検討課題として、関係機関と協議してから平成31年度中に決めるということに決定を致しました。皆様方にご報告しておきたいと思っております。

下限面積40アールということで承諾いただける方は挙手をお願い致します。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認することに致します。

議 長

続きまして、日程第5、議案第98号 苓北町農地利用最適化推進委員の選任について上程致します。

なお、次の案件には平田秀夫委員が含まれております。従いまして苓北町農業委員会総会会議規則第10条の規定に基づく、議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで退席をお願い致します。

(平田秀夫委員退席)

それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局

はい、15ページをお開き下さい。日程第5、議案第98号 苓北町農地利用最適化推進委員の選任について、次の者を苓北町農地利用最適化推進委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第17条第1項及び苓北町農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則第12条第1項の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるものです。

これまでの経緯を説明しますと、農業委員と最適化推進委員の任期満了に伴い、昨年11月1日から28日まで、町広報及びホームページにより推薦及び募集を行いました。最適化推進委員については定員8名に対しまして8名の推薦募集があったため、昨年の12月7日苓北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、全員適切であると評価を頂いたところであります。

今回は評価委員会の結果を受けて、農業委員会で新しい推進委員さんについて選任の同意をいただき、改めて次回の総会で新農業委員さんに委嘱について同意をいただくことになります。なお、新しい農業委員さんについては、今月開催されます議会で同意を得た後に、町長から任命されることになります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。苓北町農地利用最適化推進委員の選任につきましては、現在の農業委員会で選任の同意が必要。さらに4月1日以降に新しい農業委員会では委嘱についても同意が必要になります。この件につきましてご異議のある方は挙手をお願い致します。

(異議無し)

議長

異議無しということでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、8名全ての方を承認することに致します。

議事参与の案件が終了しました。平田秀夫さんの入室をお願い致します。

(平田秀夫委員入室)

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 許可不要転用届(変更)について
2. 2019年度農業労働賃金(基準額)について
3. 外国人労働者の雇用について

4. 2019年度の総会日程について

次回、平成31年第4回総会は、平成31年4月1日（月）午前9時30分から庁議室において、新農業委員さんの辞令交付を行う予定です。事務局からは以上です。

（岡村会長・野田事務局長退任挨拶）

議 長

皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議 長

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、平成31年第3回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午後3時38分

会 長

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---